

令和元年度

越前市財政健全化
判断比率等審査意見書

越前市監査委員

越 監 第 193 号
令和2年7月28日

越前市長 奈良 俊 幸 様

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 田 中 希 世 子

同 城 戸 茂 夫

令和元年度越前市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度越前市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
審査意見	2
1 財政健全化判断比率等の分析	2
(1) 財政健全化判断比率	3
ア 実質赤字比率について	3
イ 連結実質赤字比率について	3
ウ 実質公債費比率について	4
エ 将来負担比率について	5
(2) 資金不足比率	6
(3) 参考資料	7

注 記

- 1 文中及び表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満の端数処理については、「健全化判断比率等調書」及び各会計「実質収支に関する調書」に準じた。
- 2 各表中及び図中の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示する。従って、比率の合計と内訳とが一致しない場合がある。
- 3 「△」は、負数を表し、増減を示す場合は、減を表す。
- 4 「－」は、該当数値のないものである。

第1 審査の対象

対象会計は、一般会計及び公営事業会計が7会計、あわせて8会計である。令和元年度決算に基づく、財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した。

なお、財政健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計は、下表のとおりである。

財政健全化判断比率等の対象会計

区分・会計名等			実 質 赤 字 率	連 結 赤 字 実 質 率	実 費 質 比 公 率 債	将 来 負 担 率	資 金 不 足 率	
普 会 通 計	一 般 会 計		↕	↑	↑	↑		
公 営 事 業 会 計	一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	介 護 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計		↑	↑	↑		
		国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		↑	↑	↑		
	公 営 企 業 会 計	地 方 公 営 企 業 法 を 適 用 す る 事 業 又 は 地 方 財 政 法 施 行 令 第 4 6 条 の 事 業	法 適 用 水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	↑
			工 業 用 水 道 事 業 会 計		↑	↑	↑	↑
		法 非 適 用	下 水 道 特 別 会 計		↓	↓	↓	↓
産 業 団 地 造 成 特 別 会 計				↓	↓	↓	↓	
一 部 事 務 組 合					↓	↓		
第 三 セ ク タ ー 等						↓		

第2 審査の期間

令和2年7月20日から令和2年7月28日まで

第3 審査の方法

市長から提出された財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係法令の規定に沿って適正に作成されているかに主眼を置き、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された本年度決算に基づく財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係諸帳簿と符合しているものと認められた。なお、審査意見及び財政健全化判断比率等の分析は、次のとおりである。

審査意見

本年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率は、健全化計画等の策定が義務づけられる早期健全化基準・経営健全化基準を下回っていた。

まず、「実質公債費比率」は、3か年平均のため前年度比0.3ポイント悪化し、11.6%となった。

次に、「将来負担比率」については、市債現在高の増により18.8ポイント悪化し、126.2%となった。

今回求められた比率から国の早期健全化基準値以下であると楽観視せず、今後とも中長期的視点に立った財政運営に努められたい。

なお、下水道特別会計の公営企業会計移行に伴う打切決算に係る赤字額については、令和2年度においてすみやかに補填されるべきものであるにもかかわらず、審査期間までに当該事務処理を確認できなかった。

1 財政健全化判断比率等の分析

財政健全化判断比率等の推移

(単位：%)

健全化判断比率	H29年度	H30年度	R1年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	12.5	20.0
連結実質赤字比率	—	—	—	17.5	30.0
実質公債費比率	10.8	11.3	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	101.8	107.4	126.2	350.0	—
資金不足比率	H29年度	H30年度	R1年度	経営健全化基準	
水道事業会計	—	—	—	20.0	
工業用水道事業会計	—	—	—		
下水道特別会計	—	—	44.8		
産業団地造成特別会計	—	100.0	—		

※ 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合は、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。また、財政再生基準以上となった場合は、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか起債が許可制となる。

※ 下水道特別会計の資金不足比率は、公共下水道勘定及び戸別公共浄化槽勘定で算定

(1) 財政健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標で、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(0)}}{\text{標準財政規模(19,664,612千円)}}$$

審査にあたっては、実質収支額が正確に計上されているか。また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

この比率が対象となる会計は、一般会計である。

本年度一般会計実質収支額の算出は、歳入総額 394 億 5,646 万 2 千円から歳出総額 383 億 3,168 万 3 千円を差し引いた歳入歳出差引額 11 億 2,477 万 9 千円に対して、翌年度に繰り越すべき財源 8,464 万円をさらに差し引いたもので、10 億 4,013 万 9 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していない。そのため、実質赤字比率は「該当なし」となった。

なお、一般会計等の実質収支額の状況は、第 1 表のとおりである。また、標準財政規模の算出内訳は、第 2 表のとおりである。

第 1 表 一般会計等における実質収支額 (単位：千円)

区分	年度	R1 年度	H30 年度	増減額
一 般 会 計		1,040,139	753,292	286,847

第 2 表 標準財政規模の算出内訳 (単位：千円)

区分	年度	R1 年度	H30 年度	増減額
標 準 税 収 入 額 等		14,907,291	13,660,997	1,246,294
普 通 交 付 税 額		3,874,452	4,451,163	△576,711
臨時財政対策債発行可能額		882,869	1,368,643	△485,774
合計(標準財政規模の額)		19,664,612	19,480,803	183,809

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、地方公共団体全体としての赤字の深刻度を表す指標で、一般会計、特別会計、公営企業会計の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{連結実質赤字比率(％)} = \frac{\text{連結実質赤字額(0)}}{\text{標準財政規模(19,664,612千円)}}$$

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の連結実質収支額は、38億8,587万5千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。そのため、連結実質赤字比率は、「該当なし」となった。

なお、全会計の連結実質収支額及び資金不足・剰余額は、第3表のとおりである。

第3表 全会計における連結実質収支額及び資金不足・剰余額 (単位：千円)

区分		年度	R1 年度	H30 年度	増減額	
一 般 会 計 (A)			1,040,139	753,292	286,847	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計		63,634	127,657	△64,023	
	介護保険特別会計		61,355	148,491	△87,136	
	後期高齢者医療特別会計		10	318	△308	
	小 計 (B)		124,999	276,466	△151,467	
	公 営 企 業 会 計	水道事業会計		2,652,217	2,868,851	△216,634
		工業用水道事業会計		394,234	212,353	181,881
		小 計 (法適用) (C)		3,046,451	3,081,204	△34,753
		下水道特別会計		△325,714	869	△326,583
		産業団地造成特別会計		0	△26,810	26,810
	小 計 (法非適用) (D)		△325,714	△25,941	△299,773	
合 計 (A+B+C+D)			3,885,875	4,085,021	△199,146	

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、前3か年の平均値で示される。この指標が、高くなるほど公債費のウエイトが大きくなり、財政の弾力性が低下することになる。

実質公債費 比 率 (単年度 11.6%)	=	(3,951,429千円)	(1,926,929千円)	(643,729千円)	(3,346,742千円)
		(地方債の元利償還金+準元利償還金)－		(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		(3,346,742千円)	
		(19,664,612千円)			

審査にあたっては、準元利償還金、地方債償還額に充当した都市計画税充当可能額等の特定財源、基準財政需要額に算入された公債費等が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の実質公債費比率(3か年平均)は11.6%であり、前年度比0.3ポイント悪化した。本指標の早期健全化基準25.0%を下回っている。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値(令和元年度末)では15.0%以内となっている。

実質公債費比率の算出内訳は、第4表のとおりである。

第4表 実質公債費比率の算出内訳 (単位：千円)

区分		年度	R1 年度	H30 年度	増減額
地方債の 元利償還金	公 債 費 (A)		3,951,429	4,010,277	△58,848

準元利償還金	① 特別会計への繰出金	1,222,727	1,197,911	24,816
	② 一部事務組合負担金	363,945	403,860	△39,915
	③ 公債費に準ずる債務負担行為	340,257	340,257	0
	小計 (B)	1,926,929	1,942,028	△15,099
特定財源	①市営住宅使用料	40,233	52,513	△12,280
	②都市計画税充当可能額	603,496	581,463	22,033
	小計 (C)	643,729	633,976	9,753
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)		3,346,742	3,379,348	△32,606
標準財政規模 (E)		19,664,612	19,480,803	183,809
実質公債費比率(単年度) [{(A+B) - (C+D)} / (E-D)] × 100 (%)		11.6	12.0	△0.4
実質公債費比率(3か年平均) (%)		11.6	11.3	0.3

エ 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担する可能性のある負債などの残高の程度を表す指標である。

将来負担比率 (126.2)	=	将来負担額 (77,275,367千円) - 充当可能財源等 (56,671,578千円)	/	標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (19,664,612千円) (3,346,742千円)
-------------------	---	---	---	--

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額が算定されているか、公営企業債等に対する繰入見込額が正確に計上されているか、退職手当負担見込額が勤続年数別職員数・支給月額・支給率などにより算定され正確に計上されているか、都市計画税等充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額が関係資料に基づき正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の将来負担比率は、126.2%で前年度比 18.8 ポイント悪化したが、本指標の早期健全化基準 350.0%を下回っている。なお、本市の行財政構造改革プログラムの目標値(令和元年度末)では 150.0%以内となっている。

将来負担比率の算出内訳は、第5表のとおりである。

第5表 将来負担比率の算出内訳 (単位：千円)

区分	年度	R1 年度	H30 年度	増減額
将来負担額	① 一般会計等地方債現在高	48,314,030	46,434,055	1,879,975
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	3,662,034	2,879,889	782,145
	③ 公営企業債等繰入見込額	18,670,981	18,739,726	△68,745
	④ 一部事務組合等負担見込額	2,954,247	2,047,659	906,588
	⑤ 退職手当負担見込額	3,674,075	3,898,421	△224,346
	計 (A)	77,275,367	73,999,750	3,275,617

充 当 可 能 財 源 な ど	① 充 当 可 能 基 金 (財 政 調 整 基 金 等)	4,374,197	5,397,731	△1,023,534
	② 充 当 可 能 特 定 収 入 (都 市 計 画 税 等)	8,254,271	8,802,547	△548,276
	③ 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額	44,043,110	42,506,413	1,536,697
	計 (B)	56,671,578	56,706,691	△35,113
標 準 財 政 規 模 (C)	19,664,612	19,480,803	183,809	
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 (D)	3,346,742	3,379,348	△32,606	
将 来 負 担 比 率 { (A - B) / (C - D) } × 100 (%)	126.2	107.4	18.8	

※ 将来負担額の③公営企業債繰入見込額の内訳は、水道事業 11 億 8,884 万円、工業用水道事業 9 億 2,032 万円、下水道事業 157 億 8,356 万円、農林業集落排水事業 7 億 7,823 万円

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の深刻度を示すものである。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に課題があることになる。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$
--

- (注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業が流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業が一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額
- 2 事業の規模は、法適用企業が「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業が「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」により算出

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

本年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、法適用企業に係る水道事業、工業用水道事業の2会計が資金剰余の状態、資金不足額は生じていないことから「該当なし」となったが、法非適用企業に係る下水道事業会計では、公営企業会計移行に伴う打切決算となったため資金不足となった。なお、経営健全化計画を作成しなければならないとする資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%である。

各公営企業の内容をしてみると、水道事業が26億5,221万7千円、工業用水道事業が3億9,423万4千円の資金剰余である。一方、下水道事業が3億2,571万4千円の資金不足である。

資金不足比率の算出内訳は、第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の算出内訳 (単位：千円・%)

区 分		資金剰余・不足額	事業規模	資金不足比率	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水道事業会計	2,652,217	1,818,490	—
		工業用水道事業会計	394,234	47,910	—
	法 非 適 用	下水道特別会計	△325,714	771,457	44.8
		産業団地造成特別会計	0	0	—

※ 下水道特別会計の資金不足比率は、公共下水道勘定及び戸別公共浄化槽勘定で算定

(3) 参考資料

H30 年度決算県内自治体の健全化判断比率・資金不足比率の状況 (単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	公 営 企 業 資金不足比率	
福 井 市	—	—	10.7	110.5	—	
敦 賀 市	—	—	6.2	—	—	
小 浜 市	—	—	11.0	131.6	—	
大 野 市	—	—	8.0	52.4	—	
勝 山 市	—	—	8.4	86.0	—	
鯖 江 市	—	—	8.1	—	—	
あ わ ら 市	—	—	6.9	38.0	—	
越 前 市	—	—	11.3	107.4	100.0	
坂 井 市	—	—	6.4	79.8	—	
9 市 平 均	—	—	8.6	67.3	—	
全国市区町平均	—	—	—	28.9	—	
基 準 値	①財政再生 基 準	20%以上	30%以上	35%以上	—	20%以上： 経営健全化 団体
	②早期健全化 基 準	11.25～ 15.00%以上	16.25～ 20.00%以上	25%以上	350%以上	
	③起債許可 基 準	2.50～ 10.00%以上	—	18%以上	—	10%以上： 起債許可事業

- (注) 1. 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「—」で表記
2. 福井県内の平均値は単純平均値、全国の平均値は加重平均